

定期試験における、病気等による欠席について（お知らせ）

定期試験において病気等により受験ができなかった場合、以下の手続きにより該当科目教員への連絡を受け付けますのでお知らせします。

1. 対象（次のいずれかに該当する者とする）

- (1) **病気のため受験ができなかった者**。ただし、試験当日が病気であり受験できない旨を証明する**医師の診断書の提出が必要**になります。
- (2) **親族（原則として親、兄弟、祖父母を範囲とする）の逝去または葬儀により受験ができなかった者**。ただし、試験当日に逝去または葬儀があったことを証明できる**会葬礼状等の提出が必要**になります。

2. 手続期間

診断書または会葬礼状等を持参し、できるだけ早く窓口にて所定用紙で手続きを行ってください。**試験日を含めて5日以内を受付の限度**とします。なお新型インフルエンザ等の感染症により5日以内に手続きができない場合は、至急学務課に電話連絡をしてください。

3. 注意事項

- (1) 欠席科目の補完措置を補償するものではありません。
- (2) 上記以外の理由（遅刻等）による欠席には対応しません。